

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成19年6月29日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	株式会社フジ 愛媛県松山市宮西1丁目2番1号		
大規模小売店舗の名称及び所在地	パルティ・フジ志度東エリア さぬき市志度字湊田尻2425番1ほか		
変更しようとする事項	大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 駐輪場の位置		
	変更前	別図のとおり	
	変更後	別図のとおり	
※なお、「別図」は省略し、その図面を下記の縦覧場所において縦覧に供する。			
変更年月日	平成19年7月21日		
変更理由	店舗開店後の状況を踏まえ、来客の利便性向上及び安全性改善を考慮したため		

2 届出年月日

平成19年6月20日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及びさぬき市建設経済部商工観光課
縦覧期間	平成19年6月29日（金曜日）から同年10月29日（月曜日）まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内（平成19年10月29日（月曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及びさぬき市建設経済部商工観光課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ